

〔別記様式第1号〕

事業基本計画書

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		所管名		関係市町村名	
地域指定					
整備対象漁港名			整備対象漁場名 (関係漁港名等)		
位置図					

3 地区の概要

漁港						
漁港	属地陸揚量	ト	属人漁獲量	ト	属地陸揚金額	百万円
	登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
	主な漁業種類			主な魚種		
漁場						
受益戸数(受益者数)			登録漁船隻数			
(戸 人)			漁港(港)	隻	総数	
			××漁港(港)	隻	隻	
地区の特徴						
水産基盤の役割						

4 計画の基本方針

現在及び将来の課題・問題点	
整備の方針	
環境との調和に関する事項	

5 計画内容

計画期間	
------	--

(漁港施設)

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地
計画施設	計画工事種目			単位	計画数量	備考	
外郭施設							
水域施設							
係留施設							
輸送施設							
漁港施設用地							
その他							

(漁場施設等)

都道府県名	漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量 (魚礁にあつては空 m3を併記)	漁場開発面積	備考
			(空m3)	ha	

6 計画平面図

7 写真

8 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

計画変更の場合には、変更する箇所を対比し得るよう変更前を上段 () 書する。

[記載要領]

表題

事業基本計画書の には、地域水産物供給基盤整備、広域漁港整備、広域漁場整備、浮魚礁漁場整備、水域環境保全創造の事業名を記入する。

1 地区名

複数の漁場及び漁港を示す名称とする。

2 位置図等

1) 「整備対象漁港名」及び「整備対象漁場名」

整備対象漁港及び整備対象漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。漁場のみを整備する地域水産物供給基盤整備事業にあつては、整備対象漁場と密接に関連する原則として同一市町村内の漁港及び港湾名をすべて「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入する。

2) 「位置図」

整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図。その他関係する周辺の整備対象漁港以外の漁港及び漁場についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3 地区の概要

1) 「漁港」

整備対象漁港の漁港名及び港勢(基準年となるデータ)を記入する。また、当該地区で複数漁港の整備を行う地区については、適宜欄を追加し、漁港毎に港勢を記入する。

2) 「漁場」

広域漁場整備事業にあつては、受益戸数(必要に応じて受益者数)を、漁場の施設のみを整備する地域水産物供給基盤整備事業にあつては、「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入した漁港及び港湾の登録漁船隻数を記入する。なお、複数の漁場の整備を行う場合であってもまとめて記入する。

3) 「地区の特徴」

周辺地域の歴史的、社会経済的、自然的条件等を踏まえ、地域計画の将来構想も併せて、具体的かつ簡潔に記述する。

4) 「水産基盤の役割」

つくり育てる漁業の推進、品質・衛生管理の強化、水産物流通の効率化、藻場・干潟の保全と創造、国民への余暇空間の提供、漁村の生活環境の改善等今日の水産基盤の果たすべき役割について、周辺の各水産基盤関係施設との機能分担にも言及しつつ、現状及び将来持つべき役割について、具体的かつ簡潔に記述する。

4 計画の基本方針

1) 「現在及び将来の課題・問題点」

地区の漁業、資源の状況や水産基盤の利用状況からみた課題・問題点を記述するとともに、将来の水産基盤の役割、あるべき姿、整備目標年次及び将来の港勢の動向(計画の根拠となった利用漁船数や陸揚量の将来予測)等を踏まえた上での課題・問題点について具体的かつ簡潔に記述する。

2) 「整備の方針」

上記1)の課題・問題点を解決するため、整備方針及び主要な施設の整備について、次に掲げた各施策と関連づけた上で、具体的かつ簡潔に記述する。

資源管理型漁業・つくり育てる漁業への支援

自然環境の保全と創造

水産物流通の効率化と一貫した品質管理

安全で快適な漁業地域の形成

都市との交流の促進

生産労働効率化・近代化、担い手支援

3)「環境との調和に関する事項」

当該事業実施地区周辺の沿岸域環境、漁業環境（藻場等の分布状況、生物生息状況）の概要並びに当該事業がこれらに及ぼす影響の有無を記述する。

漁港漁場整備基本方針の 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項のうち当該事業において実施する内容を具体的かつ簡潔に記述する。

（参考）「漁港漁場整備基本方針の 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項」

- a 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備
- b 周辺の自然環境に対する配慮
- c 自然環境の修復と創造
- d 良好な生活環境・労働環境の確保
- e 人と自然のふれあいの場の提供

5 計画内容

複数の漁港及び漁場の整備を行う地区については、適宜表を追加し、各漁港及び各漁場毎に記入する。

1)「漁場施設等」

「計画施設」の欄には、「魚礁」、「増殖場」、「養殖場」又は「保全事業」を記入する。

「食害生物の駆除・廃棄処分・有効活用」、「食害防止に必要な構造物の設置」、「海藻類等の播種・移植」又は「モニタリングの実施」等の対策を行う場合には、その内容を備考欄に記入する。

6 計画平面図

漁港施設及び漁場施設等の計画内容が表示されている図面とする。漁場施設等については、計画造成範囲（当該事業を実施する予定の範囲をいう。）を記入する。

7 写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

地区（漁港等）の全体写真

越波状況、港内混雑状況等当該地区の整備の必要性等を示す写真

8 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

1) 漁港漁場整備事業の事業効果が十分に発現されるために必要な、当該事業に関連する流通加工施設その他水産業に関する施設の現況及び整備の予定を記載する。

なお、当該計画の中で、漁港施設用地の整備を計画している場合には、当該用地を敷地とすることを想定している主な施設名を記載する。

2) 施設規模欄には、計画策定時点において想定される具体的な内容として面積、棟数、箇所数等を記載する。

3) 備考欄には、施設整備が予定される年次、事業主体について記載する。

〔別記様式第2号〕

水産物供給基盤機能保全事業基本計画書
(機能保全計画の策定 ・ 保全工事の実施)

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		漁港管理者名		事業主体名		所管名	
対象漁港名 (所在地)							
位置図							

3 計画内容

計画期間		計画事業費	
------	--	-------	--

4 対象漁港一覧

漁港（漁港番号 ）

漁港種類		所管		漁港所在地	
地域指定					
属地陸揚量	ト	属人陸揚量	ト	属地陸揚金額	ト
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
主要な漁業種類					
主な魚種					
地区の特徴					
水産基盤の役割					
漁 港 施 設 一 覧					
種 類	名 称	規模（延長等）	建設又は取得 の年月日	建設又は取得 の 価 格	

5 機能保全計画の概要

6 漁港施設の管理状況

7 計画平面図

8 写 真

備 考

計画変更の場合には、変更する箇所を対比し得るよう変更前を上段（ ）書する。

[記載要領]

表題の水産物供給基盤機能保全事業基本計画書の下段には、括弧書で機能保全計画の策定又は保全工事の実施を記入する。

1 地区名

都道府県内で重複しない地区名とする。

2 位置図等

1) 「所管」

本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記載する。

2) 「対象漁港名(所在地)」

対象漁港が複数ある場合には、複数の名称を記入する。

3) 「位置図」

対象漁港全体の位置関係が分かる図とする。

3 計画内容

計画期間と計画事業費を記入する。

4 対象漁港一覧

1) 「漁港名及び漁港番号」

対象漁港が複数ある場合には、漁港名の前に括弧書で連番を記入し、漁港毎に一覧表を作成する。

2) 「所管」

本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記入する。

3) 「地域指定」

「離島振興法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「山村振興振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「沖縄振興開発特別措置法」及び「自然公園法」に基づく地域又は区域の指定状況を記入する。

4) 「属地陸揚量等」

港勢については、基準年となるデータを記入する。

5) 「地区の特徴」

周辺地域の歴史的、社会経済的、自然的条件等を踏まえ、地域計画の将来構想も併せて、具体的かつ簡潔に記述する。

6) 「水産基盤の役割」

つくり育てる漁業の推進、品質・衛生管理の強化、水産物流通の効率化、藻場・干潟の保全と創造、国民への余暇空間の提供、漁村の生活環境の改善等今日の水産基盤の果たすべき役割について、周辺の各水産基盤関係施設との機能分担にも言及しつつ、現状及び将来持つべき役割について、具体的かつ簡潔に記述する。

7) 「漁港施設一覧」

漁港台帳より、本事業の対象となる種類(施設)毎に、名称等を記入する。

5 機能保全計画の概要

保全工事の実施の場合のみ別紙様式第16号により作成し添付する。

6 計画平面図

対象漁港の漁港施設の計画内容が表示されている図面とする。

7 写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

1) 漁港の全体写真

2) 老朽化状況等当該漁港の整備の必要性等を示す写真

〔別記様式第3号〕

漁港施設機能強化事業基本計画書

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		漁港管理者名		事業主体名		所管名	
対象漁港名 (所在地)							
位置図							

3 計画内容

計画期間		計画事業費	
------	--	-------	--

4 対象漁港一覧
 漁港（漁港番号 ）

漁港種類		所管		漁港所在地	
地域指定					
属地陸揚量	ト	属人陸揚量	ト	属地陸揚金額	ト
登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
主要な漁業種類					
主な魚種					
地区の特徴					
水産基盤の役割					
計 画 施 設 一 覧					
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	備 考	
外郭施設					
水域施設					
係留施設					
輸送施設					
漁港施設用地					
その他					

5 過去5年間における高潮、波高の増大等による被害の実績

被害の発生時期	被害の内容	被害額

6 計画平面図

7 写 真

備 考

- 1) 計画変更の場合には、変更する箇所を対比し得るよう変更前を上段（ ）書する。
- 2) 対象漁港が複数ある場合には、4～7の項目について、漁港ごとに作成する。

[記載要領]

- 1 地区名
都道府県内で重複しない地区名とする。
- 2 位置図等
 - 1) 「所管」
本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記載する。
 - 2) 「対象漁港名(所在地)」
対象漁港が複数ある場合には、複数の名称を記入する。
 - 3) 「位置図」
対象漁港全体の位置関係が分かる図とする。
- 3 計画内容
計画期間と計画事業費を記入する。対象漁港が複数ある場合は、全体の計画期間、計画事業費を記入する。
- 4 対象漁港一覧
 - 1) 「漁港名及び漁港番号」
対象漁港が複数ある場合には、漁港名の前に括弧書きで連番を記入し、漁港毎に一覧表を作成する。
 - 2) 「所管」
本土、北海道、離島、沖縄又は奄美の別を記入する。
 - 3) 「地域指定」
「離島振興法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「山村振興振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「沖縄振興開発特別措置法」及び「自然公園法」に基づく地域又は区域の指定状況を記入する。
 - 4) 「属地陸揚量等」
港勢については、基準年となるデータを記入する。
 - 5) 「地区の特徴」
周辺地域の歴史的、社会経済的、自然的条件等を踏まえ、地域計画の将来構想も併せて、具体的かつ簡潔に記述する。
 - 6) 「水産基盤の役割」
つくり育てる漁業の推進、品質・衛生管理の強化、水産物流通の効率化、藻場・干潟の保全と創造、国民への余暇空間の提供、漁村の生活環境の改善等今日の水産基盤の果たすべき役割について、周辺の各水産基盤関係施設との機能分担にも言及しつつ、現状及び将来持つべき役割について、具体的かつ簡潔に記述する。
 - 7) 「計画施設一覧」
機能強化を計画している施設毎に、計画数量等を記入する。
- 5 過去5年間における高潮、波高の増大等による被害の実績
被害の内容の欄には、被害の概要及び要因となった気象条件(例： 号台風による異常潮位)、被害額が明らかとなっている場合には、当該気象条件下における当該漁港内の被害額の合計額を記載する。(過去5年間に当該漁港で発生した全て(最大3件とする。)の被害事案について記載する。)
また、被害が発生したことが確認できる関係書類を併せて添付する。
- 6 計画平面図
対象漁港の漁港施設の計画内容が表示されている図面とする。
- 7 写真
各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。
 - 1) 漁港の全体写真
 - 2) 被害時の状況写真、越波状況、浸水状況等、整備の必要性等を示す写真

〔別記様式第4号〕

漁港関連道整備事業基本計画書

- 1 計画策定漁港の所在地等
 - (1) 漁港名及び種別
 - (2) 所在位置
 - (3) 位置図
 - (4) 漁港事業及び関連道種別
- 2 漁港の現況（漁業、漁港整備等）
- 3 漁港関連道として実施する理由及び必要性
- 4 計画の内容
 - (1) 工種種目、事業費等

工種種目	数量（延長）	事業費	備考

- (2) 事業計画内容
 - (3) 実施予定年度及び完了予定年度
- 5 交通の現況
- 6 関係省庁との協議内容
- 7 その他特記事項
- 8 添付図面等

[記載要領]

1 計画策定漁港の所在地

(1) 漁港名及び種別

(2) 所在地

(3) 位置図

(4) 漁港事業及び関連道種別

2 漁港の現況

当該漁港における漁業の現状（漁業生産量の推移、漁船の動向等）、漁港整備の経緯、漁港利用の現状、今後の課題等について記述する。

3 漁港関連道として実施する理由及び必要性

当該漁港において漁港関連道整備事業を実施する目的、効果等について具体的に記述する。

4 計画の内容

(1) 当該漁港における漁港関連道整備事業を実施する工種種目、数量、事業費、実施予定年度及び完了予定年度を記述する。

(2) 事業計画の具体的な内容について簡潔に記述する。

5 交通の現況

既存道路の現状と問題点、水産物等の運搬状況、交通量等について記述する。

6 関係省庁との協議内容

都道府県道路担当課及び国土交通省地方道・環境課との協議内容について記述する。（都道府県道路担当課の承諾書を添付のこと。）

7 その他特記事項

事業計画策定又は事業実施上特に必要な事項について記述する。

8 添付図面等

整備計画図、現況図、写真等

〔別記様式第5号〕

事業基本計画承認申請書

番 号

年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事名 印
(又は市町村長名)

地区において、別添 事業基本計画書のとおり 事業を実施したいので、当該事業基本計画を承認されたく、水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第4の3の(1) 1の規定に基づき申請します。

1. 漁港関連道整備事業の申請にあたって、その申請者が市町村長の場合は(2)と記載する。

〔別記様式第6号〕

事業基本計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事名 印
(又は市町村長名)

地区において、事業基本計画書を下記の理由により、別添のとおり変更したいので、水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)第4の4の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

(注) 表題の事業名は、地域水産物供給基盤整備、広域漁港整備、広域漁場整備、水産物供給基盤機能保全、漁港施設機能強化、浮魚礁漁場整備、漁港関連道整備、水域環境保全創造の事業名を記入すること。

〔別記様式第7号〕

事前の評価に関する調書

都道府県名		所管		地区名	
事業名		事業主体		管理者	
事業予定年度					

1 事業の必要性、投資効果等

項 目	内 容				
事業の必要性					
事業採択要件					
調 査	地理的条件、自然条件に関する基本的な調査 施設の利用の見込み等に関する基本的な調査 自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれと与える影響に関する基本的な調査				
調 整	地元との調整 関係部局等との調整				
事業計画の実施に向けての体制	事業主体等の財政状況及び負担能力 水産振興・地域振興に関する地元漁協や住民の熱意・体制 地方公共団体の支援体制				
投 資 効 果	社会的割引率	%	投資期間	平成	年～年

現在価値化の基準年度	平成 年	施設の耐用年数	年
貨幣化による分析結果			
貨幣化した効果項目			
総便益額 B	百万円		
総費用額 C	百万円		
費用便益比率	$(B / C) =$		
参 考	純現在価値 : $(B - C) =$ 百万円		
	内部収益率 : $(IRR) =$ %		
事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）			

2 事業の有効性、効率性等

分類項目			評価指標	判定基準	評価	
大項目	中項目	小項目				
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の保護・回復	A	当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、かつ、不足する水産資源の生育環境のネットワーク化が期待される。	
				B	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に不足する生育環境の確保が期待される。	
				C	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に生育環境の維持・保全が期待される。	
				D	上記以外である。	
			-	該当なし。		
			資源管理諸施策との連携	A	当該事業が関係する地域における資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下に実施され、資源管理体制が構築されている。	
				B	今後、当該事業に関連する資源管理計画または栽培漁業計画を作成する予定であり、資源の持続的利用が期待される。	

		C	当該事業において資源管理計画や栽培漁業計画の作成を検討中である。
		D	上記以外である。
		-	該当なし。
漁家経営の安定（水産物の安定供給）	生産量の増産（持続・増産・下降抑制）	A	当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が著しい魚種もしくは減少が懸念される魚種を対象に、生産量の持続化を図る施策である。
		B	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく安定して増産が期待される施策である。
		C	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく現在の生産量を維持していくための施策である。
		D	上記以外である。
		-	該当なし。
生産コストの縮減等（効率化・計画性の向上）		A	当該事業によって、効率的・計画的な漁業生産が実現され、大幅な生産コストの縮減が図られる。
		B	当該事業によって、大幅な生産コストの縮減は期待できないが、今後の地域の漁業における効率化の進展や計画性の向上が見込まれる。
		C	当該事業による労働環境の改善等が期待される。
		D	上記以外である。
		-	該当なし。
水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待でき、水産資源の生息環境の保全・創造に資する取組である。
		B	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待される。
		C	当該事業によって、当該水域における水質・底質の維持が期待される。
		D	上記以外である。
		-	該当なし。
環境保全効果の持続的な発揮	環境保全効果の持続的な発揮	A	当該事業による環境保全・水産資源の生息環境の保全・創造効果が持続的に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されており、加えてこの効果が維持されるよう施設の管理体制の構築が期待される。
		B	当該事業による環境保全効果が持続的

				に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されている。	
			C	順応的な管理手法を導入した事業ではないものの、当該事業による環境保全効果の持続的な発揮が十分期待される取り組みである。	
			D	上記以外である。	
			-	該当なし。	
陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	安全・安心な水産物提供	品質確保	A	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、及び、水産物の劣化防止が期待される。	
			B	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、または、水産物の劣化防止が期待される。	
			C	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待される。	
			D	上記以外である。	
			-	該当なし。	
		消費者への安定提供	A	水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながる施策である。	
	B		陸揚げ・出荷時間ロス解消や漁港における準備作業・漁船の休憩のための作業時間の短縮につながる施策である。		
	C				
	D		上記以外である。		
	-		該当なし。		
		漁業活動の効率化	漁港機能の強化	A	産地市場の統合化の推進につながる施策である。
	B			周辺漁港との間で漁港の役割分担が明確であり、その役割を果たすための施策である。	
	C			役割分担が明確とは言えないものの、漁港利用上の機能の強化が期待される施策である。	
	D			上記以外である。	
-	該当なし。				
	労働環境の向上	就労改善等	A	生命財産の保全に加えて、高齢者の活動や女性の参画に配慮した施策であり、生産効率が高まることが期待される。	
B			高齢者の活動や女性の参画や新規漁業者の参入に配慮した施策となっている。		

				C 漁業者の利便性の向上につながる施策である。
				D 上記以外である。
				- 該当なし。
	生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A 生活物資、人等を運搬する定期船の発着時の静穏度向上等による運航の安定化に資する施策となっている。
				B 生活物資、人等を運搬する上で必要な規格の定期船が発着できる施策となっている。
				C 生活物資、人等を運搬する定期船に求められる必要諸元に必ずしも対応していないが、定期船の航路確保につながる施策となっている。
				D 上記以外である。
				- 該当なし。
			災害時の緊急対応	A 地域防災協議会が組織される等、ハード面・ソフト面の一体的な取り組みが行われ、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。
				B 地域防災協議会が組織される等、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。
				C 地域防災協議会の組織化等が期待される。
				D 上記以外である。
				- 該当なし。
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A 既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。
				B 既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。
				C 新規整備による効果のみを期待する施策である。
				D 上記以外である。
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A 当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される。
				B 当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。
				C 当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。
				D 上記以外である。
				- 該当なし。
	他事業との調整・連携		他事業との調	A 水産振興計画等に位置づけられる他事

	整・連携	業との連携効果が期待される。
		B 水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。
		C 事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。
		D 上記以外である。
		- 該当なし。
循環型社会の構築	リサイクルの促進	A リサイクル材の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。
		B リサイクル材の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。
		C
		D 上記以外である。
		- 該当なし。
地域に与える効果	産業誘発効果等	A 整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待され、域内外に波及効果が期待できる。
		B 整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待されるものの、域内にのみ波及効果がある。
		C
		D 上記以外である。
環境への配慮	生態系への配慮等	A 事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。
		B 事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。
		C
		D 上記以外である。
多面的機能発揮に向けた配慮	多面的機能の発揮	A 事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。
		B 事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。
		C
		D 上記以外である。
		- 該当なし。

評価指標ごとに、判定基準「A、B、C、D、-」のうち該当する記号を評価欄に記入する。

3 総合評価

--

〔別記様式第8号〕

漁場施設等管理運営計画

- (1) 漁場利用計画
- (2) 漁場管理計画
- (3) 施設管理計画

〔記載要領〕

(1) 魚礁を整備する場合

漁場利用計画は、漁業種類ごとの操業の方法を記入すること。

漁場管理計画は、漁業調整の必要がある場合には、その内容と調整の内容及び方法について記入すること。必要に応じて図面（許可ライン等が記入されているもの）を添付すること。

施設管理計画は、管理規程等の名称を記入すること。

(2) 増殖場を整備する場合

漁場利用計画は、具体的な漁法を記入すること。

また、種苗放流を行うことを前提として増産量を見積もっている場合には種苗放流計画の内容を記入すること。

漁場管理計画は、対象資源（幼稚仔及び親魚）の保護・育成のために講じる禁漁措置の有無（有の場合、その内容及び方法）及びその他の漁業等との調整の有無（有の場合、その内容及び方法）等を記入する。必要に応じて、図面（禁漁区域、漁業権、許可ライン等が記入されているもの）を添付すること。

施設管理計画は、管理規程等の名称を記入すること。

(3) 養殖場を整備する場合

漁場利用計画は、養殖の方法及び期間を記入するとともに、必要に応じて区画漁業権、養殖施設の配置を示す図面を添付すること。

漁場管理計画には、経営の主体及び対象生物ごとの生産計画等を記入すること。

施設管理計画は、管理規程等の名称を記入すること。

(4) 水域環境保全創造事業の場合

漁場利用計画は、具体的な漁法、利用区域、期間、利用に当たっての取り決め等を記入すること。

漁場管理計画は、管理の主体、管理の計画等を記入すること。

施設管理計画は、管理規程等の名称を記入すること。

〔別記様式第9号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長)

都道府県知事名 印

平成 年度漁場施設等管理・運営状況報告書

平成 年度において実施した管理・運営状況報告書を水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第4の3の(5)の規定に基づき、別添の通り報告します。

[記載要領]

1 対象

報告の対象は、報告年度の前年度から過去5年間に完了した全施設である。

2 記入要領

(1) 報告区分は以下のとおりとする。

魚礁

定着性の生物以外を対象とする増殖場

養殖場及び定着性の生物を対象とする増殖場

漁場の保全のための事業により整備される施設

(2) 事業主体、地区名及び事業概要については、原則として各施設毎に記入する。また、実施年度の欄は、2ヶ年以上にまたがる事業の場合、S ~ H x x と事業実施期間を記入する。

(3) 管理状況については、原則として各施設毎に記入する。ただし、魚礁、漁場の保全のための事業により整備される施設において、同じ事業主体の複数の施設が、共通の管理規程に基づいて同様の方法で管理されている場合には、事業主体毎にまとめて記入しても差し支えない。なお、管理規程の欄は、所定の手続きをもって正式に管理規程が制定された年を記入することとし、正規の管理規程がない場合には「なし」と記入する。また、管理委託の欄は、管理を漁協等に委託している場合に、その委託先を記入することとし、管理委託を行っていない場合には「なし」と記入する。

(4) 管理内容の欄は、施設及びその運営（漁場利用を含む。）に係る管理について、実際に管理行為を行った者別に、「試験操業」、「標本船調査」、「潜水調査」、「ROV等調査」、「魚探等調査」、「目視調査」、「聞き取り調査」、「操業時の点検」、「害敵生物駆除」、「磯掃除」、「網がかり等除去」、「種苗放流(移植)（増殖場に限る。）」、「密漁監視」、「台帳整備」、「運営日誌整備」、「消耗品交換」、「餌料補給」（音響給餌ブイ等）、「施設の補修・改良」（国庫補助によるものを除く）、「漁具・操業規制」、「遊漁者との取り決め」、「遊漁者等への普及・啓発」等、管理の主要な内容を簡潔に記入する。

(5) 管理に要した経費は、前記（4）の管理を行うために直接要した人件費（手当等を含む。）旅費、保険料、燃料費、用船料、通信費、材料費、工事費、備品費、消耗品費、種苗放流費、委託費等の概算合計額を負担区分別に記入する。ただし、国庫補助金は含めないこと。

(6) 利用状況については、各施設毎に、水揚げ伝票等により施設からの生産量が明確に把握できるもの（養殖場等）は生産量について、計画において種苗の放流が行われることとなっているか又は中間育成を目的としているもの（増殖場等）は種苗の放流尾（個）数について、それ以外のもの（魚礁等）は利用（受益）者数について、何れか（複数該当する場合にはそれぞれ）必ず記入する。この場合、項目の欄には「生産量」、「放流尾数」、「利用者数」等と記入し、それぞれの計画数、実績数、及び計画に対する実績の割合を記入する。なお、生産量、放流尾数については対象魚種別に、利用者数については漁業種類別に記入することとし、放流尾数については必ず種苗のサイズを併記すること。また、計画には種苗の放流がなくても、実際に放流を行っている場合には、計画の欄は斜線として、実績の欄のみ記入すること。さらに、遊漁者による利用状況等についても、項目を「その他」として把握できる範囲で記入すること。

ただし、共同漁業権の設定されている区域内の魚礁については、計画欄には計画前の関係地区の漁獲量を、実績欄にはこれに対応した実績漁獲量を記入し、項目の欄には「関係地区漁獲量」と記入する。

(7) 都道府県の指導監督状況については、都道府県が事業主体等に対して実施した管理運営についての指導監督の概要（例えば、講習会等の開催、利用計画の改善指導、効果調査の指導等）を記入する。

(8) 地区名、管理規程及び管理委託の欄の小計及び合計については、それぞれ事業地区数（事業箇所、以下同じ）、正規の管理規程を定めている地区数、及び管理委託を行っている地区数の小計及び合計を記入する。

3 管理状況の中で、正規の管理規程を定めていない施設及び何等管理行為が行われていない施設について、また、利用状況の中で、計画に対する実績の割合が50%以下の施設については、その理由及び対処方針等を別紙にて添付すること。

〔別記様式第10号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

事業主体名 印

漁場施設等被害報告書

平成 年度において、実施した漁場施設等に被害があつたので、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第4の5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業種目
- 2 施設の所在地
- 3 施設の構造及び規模
- 4 事業費、国庫補助額及び地元負担区分等
- 5 災害の種類及び被害の程度
- 6 被害の原因
- 7 被害の見積価格及び復旧可能のものについて復旧費見込額
- 8 当該施設の保全又は復旧のためにとつた応急措置
- 9 その他

〔別記様式第11号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(沖縄県にあつては、沖縄総合事務局長)

事業主体名 印

漁場施設等の { 増築・改築・移築・移転・改良 } 届について

平成 年度において実施した漁場施設等を { 増築・改築・移築・移転・改良 } したいので、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第4の5の規定に基づき、下記のとおり届出する。

記

- 1 { 増築・改築・移築・移転・改良 } の理由
- 2 { 増築・改築・移築・移転・改良 } に係る施設の概要

区 分	{ 増築・改築・移築・移転・改良 } 前	{ 増築・改築・移築・移転・改良 } 後
(1) 事業種目 (2) 施設の所在地 (3) 施設の構造及び規模 (4) 事業費 (5) 国庫補助額 (6) 地元負担等の区分 (7) 施設の効果 (8) その他		

- 3 計画設計書(添付書類)

(注) { } 書は、該当する事項を記入すること。

〔別記様式第12号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体名 印

水産物供給基盤整備事業等の再評価に関する報告

下記地区において、再評価に関する報告を、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）第6の{1（又は2～3（3）、5）}の規定に基づき、別添のとおり提出します。

記

地区 事業

（注） { }書きは、該当する番号を記入すること。

事業名は、地域水産物供給基盤整備、広域漁港整備、広域漁場整備、水産物供給基盤機能保全、漁港施設機能強化、浮魚礁漁場整備、漁港関連道整備、水域環境保全創造の事業名を記入する。

再評価に関する報告

都道府県名		所管	所在地		
地区名					
事業名			事業主体	管理者	
計画期間 (既投資期間)	計画事業費 (既投資事業費 進捗率%)				
評価内容	1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化				
	2. 水産業情勢、漁村の状況その他の社会経済情勢の変化				
	3. 事業の進捗状況				
	4. 関連事業の進捗状況				
	5. 地元(受益者、地方公共団体等)の意向				
	6. 事業コスト縮減等の可能性				
	7. 代替案の実現可能性				

経済効果 指 標	社会的割引率	%	投資期間	平成 年 ~ 年
	現在価値化の基準年度		平成 年	施設の耐用年数 年
	貨幣化による分析結果			
	貨幣化した 効果項目			
	総便益額 B	百万円		
	総費用額 C	百万円		
	費用便益比率	$(B / C) =$		
	参 考	純現在価値 : $(B - C) =$		百万円
		内部収益率 : $(IRR) =$		%
		事前評価実施時点の費用便益比率 : $(B / C) =$		
事業の定量的・定性的効果 (貨幣化が困難な効果)				
総合評価				
結果に至った事由 (必要性・効率性等)				

〔別記様式第13号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体名 印

水産物供給基盤整備事業等の事後評価に関する報告

下記地区において、事後評価に関する報告を、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）第6の{4（又は5）}の規定に基づき、別添のとおり提出します。

記

地区 事業

(注) { }書きは、該当する番号を記入すること。

事業名は、地域水産物供給基盤整備、広域漁港整備、広域漁場整備、水産物供給基盤機能保全、漁港施設機能強化、浮魚礁漁場整備、漁港関連道整備、水域環境保全創造の事業名を記入する。

事後評価に関する報告

都道府県名		所管		所在地	
地区名					
事業名			事業主体		管理者
事業実施期間			総事業費		
内 容	1．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化				
	2．事業効果の発現状況				
	3．事業により整備された施設の管理状況				
	4．事業実施による環境の変化				
	5．社会経済情勢の変化				
	6．今後の課題等				

経済効果 指 標	社会的割引率	%	投資期間	平成 年 ~ 年
	現在価値の基準年度	平成 年	施設の耐用年数	年
	貨幣化による分析結果			
	貨幣化した効果項目			
	総便益額 B	百万円		
	総費用額 C	百万円		
	費用便益比率	$(B / C) =$		
	参 考	純現在価値 : $(B - C) =$		百万円
		内部収益率 : $(I R R) =$		%
	事業の定量的・定性的効果 (貨幣化が困難な効果)			
総合評価				

〔別記様式第 14 号〕

圏域(県) 総合水産基盤整備事業計画 (H 1 9 ~ H 2 3)

1 圏域の概要

(1) 水産業の概要			
(2) 圏域設定の考え方			
圏域の属地陸揚量(トン)		圏域の登録漁船隻数(隻)	
圏域の総漁港数		圏域内で該当する漁港数	
圏域で水産物の水揚実績がある港湾数		陸揚量上位 8 割以内	
		登録漁船隻数上位 8 割以内	

2 圏域における水産基盤整備の基本方針

(1) 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上
(2) 国際競争力強化と力強い産地づくりの推進
(3) 水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の形成

3 目標達成のための具体的な施策

(1) 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上
(2) 国際競争力強化と力強い産地づくりの推進
(3) 水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の形成

4 環境への配慮事項

--

5 工程表

(1) 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上及び (2) 国際競争力強化と力強い産地づくりの推進							
地区名	主要対策	事業名	着手年	完了年	漁港名	種別	流通拠点
(3) 水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の形成							
地区名	主要対策	事業名	着手年	完了年			

6 圏域図

7 その他参考となる資料

〔別記様式第15号〕

機能保全計画書

漁港（第 種）

平成 年 月

漁港管理者： 県 市等

< 目 次 >

1 防波堤

機能保全計画

1 防波堤

1) 施設現況調書

施設の整備状況

施設管理状況及び課題

2) 施設機能診断結果

簡易調査結果

機能診断結果

3) 機能保全対策

対策工法

対策時期

対策コスト

コスト縮減効果

日常管理計画

[記載要領]

機能保全計画書は、漁港毎に策定するものとする。また、機能保全の計画期間は、保全工事を1度実施するまでの期間とする。

1 目次

施設名を記入する。

2 機能保全計画

施設毎に以下を記入する。

1) 施設現況調書

施設の整備状況

当該施設が整備されてから機能保全計画策定時までの整備（改良等）状況を記入する。

施設管理状況及び課題

当該施設の管理実績及び管理手法に対する課題を記入する。

2) 施設機能診断結果

簡易調査結果

施設の変状の規模、老朽化度の評価結果を記入する。

機能診断結果

の老朽化度の評価を行うために必要に応じて実施した機能診断（詳細調査）内容と結果を記入する。

3) 機能保全対策

対策工法

2)の結果に対応した対策工法（対策工法の経済比較等検討結果を含む。）を記入する。

対策時期

の対策時期を記入する。

対策コスト

の実施に要するコストを記入する。

コスト縮減効果

の対策工法を実施し延命化した場合と の対策工法を講じず更新を行った場合の供用期間におけるコスト比較を記入する。

日常管理計画

点検の種類及び管理水準を記入する。

（参考）

- ・日常点検（日常）
- ・定期点検（2回/年）
- ・詳細点検（劣化度の判定が困難場合）
- ・臨時点検（天災発生時）
- ・維持補修（必要に応じ）

[記載要領]

- 1 機能保全計画の概要は、保全工事を実施する漁港毎に作成する。なお、対象漁港が複数ある場合は、漁港名の前に括弧書で連番を記入する。
- 2 種類及び名称
事業基本計画の漁港施設一覧に記載した種類及び名称を記入する。
- 3 事業実施理由
事業を実施するに至った老朽化状況等を簡潔に記述する。
- 4 機能診断結果の概要
機能保全計画に記載されている以下の事項について簡潔に記述する。
 - 1) 対策工法
 - 2) 対策時期
 - 3) 対策コスト
 - 4) コスト縮減効果
 - 5) 日常管理の概要及び日常管理の実績
日常管理計画に基づく主要な管理実績（年月を明記）及び現地の状況が確認できる写真等を添付する。